

秘密保持契約書（NDA テンプレート）

[甲社名]（以下「甲」という）と株式会社コラセプタ（以下「乙」という）とは、甲が乙に対依頼した業務（以下「本件業務」という。）の遂行及び、甲が乙に本件業務を依頼するか否かの検討（以下「本件検討」という。）に関し、当事者間で開示される秘密情報の取扱いについて、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

- 本契約において「秘密情報」とは、本件業務又は本件検討に関連して、開示当事者（以下「開示者」という）が受領当事者（以下「受領者」という）に対し、書面、口頭、電磁的記録、システムへのアクセス権の付与、その他開示の方法を問わず開示する一切の情報をいう。秘密情報には、技術情報、ネットワーク構成情報、システム構成情報、認証情報、顧客情報、財務情報、人事情報、業務上のノウハウ、規程類、その他開示者の事業に関する非公開情報を含む。
- 前項にかかわらず、以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。
 - 開示の時点で既に公知であった情報
 - 開示後、受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - 開示の時点で、受領者が既に正当に保有していた情報
 - 受領者が秘密情報によることなく独自に開発した情報
 - 受領者が、開示者に対し秘密保持義務を負わない第三者から、適法に取得した情報
- 本契約において「本件目的」とは、本件業務（ネットワーク診断、DX推進支援、規約整備支援、その他甲乙間で合意される業務を含む）を遂行する目的又は本件検討をする目的をいう。

第2条（秘密保持義務）

- 受領者は、秘密情報を厳に秘密として取り扱い、開示者の書面による事前の承諾なく、第三者に開示・漏洩してはならない。

2. 受領者は、秘密情報の取扱いについて、自己の同種の情報を取り扱うのと同様以上の注意義務（少なくとも善良な管理者の注意義務）をもって管理しなければならない。

第3条（目的外利用の禁止）

1. 受領者は、秘密情報を本件目的の達成のためにのみ使用し、本件目的以外のいかなる目的（マーケティング、営業活動、第三者への販売、AI学習データへの転用、統計データの再配布等を含むが、これらに限らない）にも使用してはならない。
2. 受領者は、秘密情報を加工・分析した結果として得られる派生物（レポート、統計、分析結果等）についても、本件目的以外の用途に使用してはならない。ただし、特定の開示者を識別できない統計データに加工し、かつ開示者の事前の書面による同意を得た場合に限り、サービス品質向上の目的に限定して使用することができる。

第4条（第三者開示の禁止）

1. 受領者は、秘密情報を、本件目的の達成のために必要な範囲を超えて第三者に開示してはならない。
2. 受領者が、本件業務の遂行又は本件検討のため、自己の役員、従業員、業務委託先等（以下「役職員等」という）に秘密情報を開示する必要がある場合、受領者は、当該役職員等に対し、本契約と同等の秘密保持義務を負わせるものとし、当該役職員等の秘密情報の取扱いに関し、受領者自身の行為と同一の責任を負うものとする。
3. 前2項にかかわらず、受領者は、法令、裁判所の命令、規制当局の要請等により秘密情報の開示を求められた場合、開示者に対し速やかに通知した上で、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができる。

第5条（複製の制限）

受領者は、本件目的の達成に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製、複写、要約、翻案その他いかなる方法による加工も行ってはならない。

第6条（秘密情報の管理）

1. 受領者は、秘密情報を、自己が管理する情報資産と物理的・論理的に区分して保管するよう努めるものとする。

2. 受領者は、秘密情報を含む電磁的データを、適切なアクセス制御の下に保管し、不正アクセス・漏洩・滅失・毀損等の防止のため、合理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第7条(秘密情報の返還・破棄)

1. 受領者は、以下のいずれかの事由が発生したときは、開示者の指示に従い、速やかに秘密情報（その複製物、加工物、派生物を含む）を開示者に返還し、又は完全に破棄・消去しなければならない。
 - (1) 本件業務の完了
 - (2) 本件検討の完了（ただし、本件業務がある場合を除く）
 - (3) 本契約の終了
 - (4) 開示者からの書面による要請
2. 前項の規定に基づく秘密情報の破棄・消去は、本件業務完了又は前項各号の事由発生から30日以内に完了するものとする。電磁的データについては、サーバー上のデータ、バックアップデータ、業務遂行のために作成したメモ・派生物を含め、復元不可能な方法により消去するものとする。ただし、システム上のバックアップデータ等、技術的に直ちに消去することが困難なデータについては、当該データがシステム仕様に従い上書き・消去されるまでの間、受領者はこれを厳重に保管し、本件目的を含め一切の利用を行わないものとする。
3. 受領者は、前項の破棄・消去の完了後、開示者の請求があったときは、速やかに「データ削除完了証明書」を発行し、開示者に交付するものとする。

第8条(差止請求・損害賠償)

1. 受領者が本契約に違反し、又は違反するおそれがあるときは、開示者は、受領者に対し、その違反行為の差止め又は予防に必要な措置を請求することができる。
2. 受領者は、本契約に違反したことにより開示者に損害を与えたときは、開示者に対し、当該損害を賠償しなければならない。ただし、受領者が負担する損害賠償の範囲は、開示者に現実に発生した通常かつ直接の損害（逸失利益、間接損害及び特別損害を含まない。）に限るものとし、かつ、その累計賠償額は、本件業務に関して開示者が受領者に支払った対価の総額（無償の検討段階においては金50万円）を上限とする。
3. 前項の損害賠償の範囲及び上限の制限は、受領者の故意又は重過失により損害が発生した場合には適用されないものとする。

第9条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から本件業務の完了日までとする。ただし、本件業務に至らずに本件検討段階で終了した場合、当該検討の終了日までとする。
2. 前項にかかわらず、本契約に基づく秘密保持義務及び目的外利用禁止義務は、本契約終了後5年間存続する。

第10条(残存条項)

本契約終了後も、第1条(定義)、第3条(目的外利用の禁止)、第7条(秘密情報の返還・破棄)、第8条(差止請求・損害賠償)、第9条第2項(残存義務)、本条、第11条(反社会的勢力の排除)、第12条(協議事項)、及び第13条(準拠法及び合意管轄)は、それぞれの性質に応じて引き続き効力を有するものとする。

第11条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲又は乙は、相手方が前項の確約に違反した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

第12条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

第13条(準拠法及び合意管轄)

1. 本契約は、日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈される。
 2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
-

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各1通を保有するか、または、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の上、電子署名又はこれに代わる措置を施し、各自その電磁的記録を保管する。

甲	乙
住所:	住所: 東京都青梅市仲町 319 MAC 青梅コート II 402
商号:	商号: 株式会社コラセプタ
代表者:	代表取締役 榎戸 学
印影画像欄 	印影画像欄 